

第4次越谷市男女共同参画計画(改定原案)に対する
パブリック・コメントの概要について

意見募集期間	令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)
周知方法	<ul style="list-style-type: none">・広報こしがや(9月号)への掲載・市ホームページへの情報掲載・ほっと越谷審議会講座での周知・情報公開センターでの意見募集案件の周知
意見提出方法	<ul style="list-style-type: none">・各施設に設置した意見箱への投函・郵送・ファクス・電子メール・電子申請
案冊子・意見箱設置場所	<ul style="list-style-type: none">・人権・男女共同参画推進課窓口・情報公開センター・男女共同参画支援センター「ほっと越谷」
意見数	<ul style="list-style-type: none">・意見提出:8通(同一者から2通あり) (内訳:投函6通、電子メール1通、電子申請1通)・意見数:21件

寄せられた意見の要旨と市の考え方

A:意見(又は意見の一部)を反映し、素案を修正
 B:既に素案で示されている
 C:素案の修正はしないが、実施段階で参考にする
 D:意見の反映はしない
 E:その他(意見、質問、要望)

整理No	該当箇所	意見要旨	担当課	市の考え方	反映
1	計画の推進体制 (4)男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	ほっと越谷の存在をもっと広く知らせてほしい。	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、男女共同参画を推進する拠点施設として平成13年に開設いたしました。平成21年度からは指定管理者制度による管理運営となり、SNSの活用や企業との協働など、民間のノウハウを活かした事業運営を行っております。男女共同参画の推進は、市民、事業者との協働が欠かせませんので、引き続き機会をとらえて「ほっと越谷」の存在を周知してまいります。	E
2	計画の推進体制 (4)男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	広報、啓発、教育の拠点として、また相談窓口として男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の役割は大きいと思う。独立した施設であること、登録団体が自主的に活動していることを注視してほしい。	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、男女共同参画を推進する拠点施設として、「学習・情報・交流・相談(DV相談を除く)」の4つの機能に基づく各種事業に取り組んでおります。これまでにも男女共同参画の推進に取り組む市民、事業者、市民活動団体等(登録団体)との協働・連携に努めてまいりました。引き続き、男女共同参画社会の実現のため、本計画を推進してまいります。	E
3	計画の推進体制 (4)男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	ほっと越谷がコストで評価されないことを強く望む。近年、居場所づくりを掲げる活動が自治体、教育機関、民間団体を問わず増えている。直接的な広報、啓発、教育の働きはなくとも、「ほっと越谷」という場所が存在し、そこに自分に向けたメッセージを発信している団体があるということに勇気づけられる人がいると思う。足を運ぶことが困難な人も、こうした場があることが希望になると考える。	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、平成21年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者が持つ専門性の高い知識やノウハウを活かし、市民、事業者、市民活動団体などの協働のコーディネーターの役割を担っております。多様な市民の「居場所づくり」につきましては、実施事業において検討してまいります。	C
4	計画の推進体制 (4)男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	ほっと越谷がさらに良い場になるために、登録団体同士の力をより発揮するために、指定管理者と登録団体の話し合いが不可欠。関心を持つ分野の違いを越え、団体ごとの活動にとどまることなく、市民に信頼され、活用されるためには、団体の構成員も学び続ける必要がある。登録団体が一齊に参加するのは難しいと思うが、研修の機会を作つてほしい。	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、男女共同参画を推進する拠点施設として、「学習・情報・交流・相談(DV相談を除く)」の4つの機能に基づく各種事業に取り組んでおります。これまでにも男女共同参画の推進に取り組む市民、事業者、市民活動団体等(登録団体)との協働・連携に努めてまいりました。登録団体向けの研修につきましては、そのテーマも含めて、指定管理者とともに検討してまいります。	C
5	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	情報が本当に必要な人に届いているかを確認する方法、もしくは情報提供を工夫してほしい。	人権・男女共同参画推進課	これまでも広報紙や市、ほっと越谷のホームページ、LINE、シティメール、公共施設でのチラシ配架などで事業の周知をしておりますが、今後につきましても、創意工夫を重ねてまいります。	E
6	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	性的少数者に関する制度の導入や法律の施行により、以前より社会や生活は良くなると考えるが、当事者の存在が可視化されることで差別や偏見を見聞きすることも増えていく。近年、国内外で排他的な発言や行動が目立つようになり、不安や不正確な情報による影響を受ける人もいるのではないかと危惧している。当事者が安心、安全な生活を営むことができるよう、広報、啓発、教育の充実が必要だと思う。そのうえで、その場に当事者がいると意識して「上から目線」と感じるようなことがないように考慮してほしい。	人権・男女共同参画推進課	性の多様性を理解することは、差別や偏見をなくすことに繋がり、一人ひとりの人が尊重される社会をつくるためには重要です。引き続き、市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するための啓発に取り組んでまいります。	E
7	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	職員が(性的少数者について)研修を受けていることが市民に知られていないのではないか。委託職員や管理者も同様の研修を受けているのかも市民は知る必要があると思う。常に当事者が存在しているという意識をもって業務にあたってほしい。	人権・男女共同参画推進課	第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画において「性的少数者への理解促進のための職員研修の実施」を実施事業として位置付けており、毎年度の年次報告書において実施状況を公表しております。また、研修終了者にはアライ(理解者・支援者)を見る化する取組として、強制ではありませんが市が、作成したレインボーバッジを身につけることを推奨しています。引き続き、市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するための啓発に取り組んでまいります。	E
8	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	LGBTQについては認知が進んだとは思うが、まだ十分とは言えない。理解のためには職員が講習を受けるだけではなく、実際に当事者と交流することが大事だと思う。講習を受けただけで当事者を理解したつもりになってしまわない。	人権・男女共同参画推進課	性の多様性を理解することは、差別や偏見をなくすことにつながり、一人ひとりの人が尊重される社会をつくるためにも重要です。引き続き、市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するための啓発に取り組んでまいります。	E

整理No	該当箇所	意見要旨	担当課	市の考え方	反映
9	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	LGBTQが社会に十分理解され、認知が行きわたつたとは思えない。全セクシュアリティを表すSOGIという言葉が広まることで、LGBTQという言葉や存在が見えづらくなってしまうので、LGBTQという言葉を広めてほしい。	人権・男女共同参画推進課	職員研修や、当市で作成している啓発リーフレットなどにおいては、LGBTQとあわせてSOGIについて説明しております。性のあり方は多様であり、LGBTQという言葉で分類されたくない、という方もいらっしゃることから、全ての人がそれぞれ異なる性のあり方をもっていること、そのあり方の一つとしてLGBTQと言われる少数者も含まれる、といった取り上げ方としています。引き続き、市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するための啓発に取り組んでまいります。	E
10	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	LGBTQ(性的少数者の総称)からSOGI(性のあり方、すべての人が当事者)へ意識や表現を変更する動きがあること自体には賛同するが、問題提起の場面でSOGIという言葉が使われるのには違和感がある。性的少数者の問題を扱う時、当事者ではない多数者の考え方や問題に焦点がずれてしまうのではないかと危惧している。法律婚が認められないなど、平等な立場に立っていない性的少数者と多数者を「すべて当事者」と表現するのは多数派の驕りではないかとも感じる。啓発や教育の場でSOGIの説明は必要だと思うが、当事者がその場にいるという意識を持っていただきたい。	人権・男女共同参画推進課	職員研修や、当市で作成している啓発リーフレットなどにおいては、LGBTQとあわせてSOGIについて説明しております。性のあり方は多様であり、LGBTQという言葉で分類されたくない、という方もいらっしゃることから、全ての人がそれぞれ異なる性のあり方をもっていること、そのあり方の一つとしてLGBTQと言われる少数者も含まれる、といった取り上げ方としています。性の多様性を理解することは、差別や偏見をなくすことに繋がり、一人ひとりの人权が尊重される社会をつくるためにも重要です。引き続き、市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するための啓発に取り組んでまいります。	E
11	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	アンケート用紙の記入欄の充実を求めます。性別を記入したくない人(何も書きたくない人)もいるのではないかと思う。	人権・男女共同参画推進課	本市では平成29年6月30日付で、申請書等に関する性別欄の見直し方針を定めています。具体的には、(1)性別情報が必ずしも必要とはいえない場合には、性別欄を削除する。(2)性別ごとの統計等が必要な場合は①「男」、「女」などの選択肢の他に「回答しない」という選択肢を設ける。②「男」、「女」などの選択肢を設げず、空欄にした上で、回答者に自由記載してもらう。といった取り扱いを基本としております。	E
12	施策の方針3 女性の活躍の推進	起業を考えており、女性の起業支援の講座や相談などについてどのように情報を得たらよいか。ぜひ参加したい。必要な人に必要な支援情報を届けるにはどうしたらいいのか、情報共有の仕方を含め提供をお願いしたい。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課	女性の起業支援については、ほっと越谷において女性の起業支援講座や相談会を、経済振興課では、女性の起業支援として、交流を目的とした女性創業サロンや創業の基礎知識を学ぶ女性創業支援セミナーなどを定期的に開催しています。 これらの情報については、広報こしがや、市HP、市公式SNS(X、Instagram、Cityメール、LINE)を活用し周知している他、各地区センターなどでも案内チラシを設置しております。今後につきましても、必要な方に情報が届くよう各種媒体を活用してまいります。	E
13	施策の方針4 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	子育て支援の輪の充実に加えて、子育て支援自体、さらに強化した方が良いと感じる。具体的には越谷市に3箇所ある保育ステーション、子育て中のお母さんの中でもこの施設を利用してみたいという声をよく聞く。 生後4ヶ月から他の保育施設を利用しているかどうかにかかわらず利用でき、1時間に500円。母親たちの味方で非常に助かる施設である。しかし混むと利用できないこともあります。また、一回の予約が終わってからでないと次の予約が取れない保育ステーションがあるため、計画的に複数回の予約利用はできない。ファミリーサポートはもっと費用が高いため、頻繁に利用することはむずかしい。誰でも通園制度は月10時間までの利用で、普段他の保育施設を利用している場合は利用できなかったと思うので、保育ステーションの仕組みをもっと拡大できると、子育て中の家庭は少しの間用事を済ませられたり、自分の時間を持てることで、気持ちに少しのゆとりをもつことができる。	子ども施策推進課	保育ステーションの一時預かり事業については、施設によっては1回ごとの利用予約制としてあります。より多くの方にご利用いただけるよう、そのような運用をしておりますので、複数回の予約ができない施設があることについて、ご理解賜りたく存じます。 いただいたご意見を参考にして、利用しやすい環境について引き続き検討してまいります。 なお、一時預かり事業は、保育ステーション、ファミリーサポート・センターのほか、一部の地域子育て支援センターにおいても実施しておりますので、この際にご案内させていただきます。	C

整理No	該当箇所	意見要旨	担当課	市の考え方	反映
14	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	「配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり」とあるが、配偶者や元配偶者、恋人、元恋人だけであるのはなぜか。第三者からの暴力行為(性暴力も含めて)文章に追加すべき。市内に住んでいない人が他の地域から越谷市に来て暴力行為を行うことも視野に入れ対策するべきであり、「越谷市民へのいかなる人からの暴力(性暴力も含む)を根絶するという内容があれば、せめてもの抑止力になる。」	人権・男女共同参画推進課	施策の方針7については、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において主にDV(配偶者、事実婚、元配偶者など親密な相手からの暴力)を中心に取り上げていることから、このような記載としておりました。しかしながら、令和2年6月に公表された「女性版骨太の方針2025」においてストーカー対策の強化や性犯罪・性暴力対策の強化が盛り込まれたこと、現在策定中の「第6次男女共同参画基本計画」においては「女性に対するあらゆる暴力の根絶」から「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成」に変更予定であることを踏まえ、文言を一部修正いたします。	A
15	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	DVの根絶には早期発見が重要。そのためには被害者・加害者共に暴力とは何かを知る必要がある。若年者のDV防止に向けた出前講座を、学校、こども食堂で実施するべき。	人権・男女共同参画推進課	現状におきましても、市内小中学校長会や県立高校に出向き「ほっと越谷」や当課によるデータDV出前講座についての情報提供を行っております。なお、埼玉県においても同様の出張講座を実施していることから、そちらを活用しているケースもあると聞いております。現在、「二十歳のつどい」において若年者向けのデータDV防止のリーフレットを配付しておりますが、今後についても、積極的に活用いただけるよう、関係機関等への周知に努めてまいります。	E
16	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	DV対応を行う相談員などは、専門研修を受け、早期対応ができるようにする必要がある。	人権・男女共同参画推進課	多くの自治体では女性相談員を期間職員として直接雇用しておりますが、本市では専門の団体に業務委託(3年間)しております。これにより、高いスキルを持つ相談員を安定して配置することが可能となっています。また、相談員には、ケース検討会議や県などが実施する各種研修などへの積極的な参加を促しております。今後につきましても、相談体制の充実に努めてまいります。	E
17	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	データDVなどの出前講座の回数を増やして行えるよう努力してほしい。	人権・男女共同参画推進課	これまでも、市内小中学校長会や県立高校に出向き「ほっと越谷」や当課によるデータDV出前講座についての情報提供を行ってまいりました。今後についても積極的に活用いただけるよう周知に努めてまいります。	E
18	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	DV加害者の更生にも力を入れてほしい。	人権・男女共同参画推進課	国第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、「暴力の加害者、被害者、傍観者となるないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ること」がうたわれております。また、埼玉県男女共同参画基本計画においても、「意識啓発」と「学校教育における暴力行為の予防啓発の推進」に加え、「加害者に向けた取組の推進」を掲げています。加害者更生の具体的な取組につきましては、国・県の動向を注視し、調査研究してまいります。	E
19	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	被害の発見や相談しやすい窓口として学校やこども食堂などと協力関係を作ってほしい。	人権・男女共同参画推進課	市内小中学校とこれまででも情報連携を図っており、校長やスクールカウンセラーなどからDV相談につながったケースなどもございます。今後につきましても、関係機関との連携を密にし、早期発見と相談しやすい体制づくりに努めてまいります。	E
20	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	相談の要である専門相談員の研修を充実させ、雇用と報酬を安定させてほしい。	人権・男女共同参画推進課	多くの自治体では女性相談員を期間職員として直接雇用しておりますが、本市では専門の団体に業務委託(3年間)しております。これにより、スキルのある相談員を安定して配置することが可能になると同時に、報酬についても他自治体と比較して高い水準を確保できているものと考えます。また、相談員に対する研修については、ケース検討会議や県などが実施する各種研修などへの積極的な参加を促しております。	E
21	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援	相談窓口カードから実際に相談につながった件数を資料に載せてほしい。	人権・男女共同参画推進課	相談窓口の周知方法として、相談カードのほか、ポスターやHP、広報こしがや、SNSなど様々な媒体を活用しております。こうした周知のほか、役所の他窓口や他の相談機関からの案内など、相談につながるきっかけは多岐に渡ります。今後も引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。	E

修正前	修正後
<p>1 ページ</p> <h2 data-bbox="188 393 669 430">第1章 計画の見直しにあたって</h2> <h3 data-bbox="188 498 440 525">1 計画見直しの背景</h3> <p>本市では、「男女共同参画基本法」に基づき、平成17（2005）年3月に「越谷市男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）」を制定し、一人ひとりの男女が、性別にかかわりなく、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の推進に関する施策の一層充実を図ってきました。また、令和3（2021）年3月に「第4次越谷市男女共同参画計画」（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。</p> <p>しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される性別による固定的役割分担意識と、それに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、若い世代を中心に意識は変わりつつありますが、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。さらに、共働き世帯の増加などに伴い、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境整備が一層求められているなど、取り組むべき多くの課題があります。</p> <p>また、近年頻発している地震や台風・集中豪雨などの災害時における避難所運営に、男女共同参画の視点を取り入れるため、地域の防災活動に女性が参画することの重要性が認識されました。</p> <p>配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV、以下「DV」という）をはじめとするさまざまな暴力の根絶、性的指向やジェンダー・アイデンティティにおける少数者（以下「性的少数者」という）への理解と支援、ハラスメントの防止など、新たな取組みが必要とされています。</p>	<p>1 ページ</p> <h2 data-bbox="1161 393 1680 430">第1章 計画の見直しにあたって</h2> <h3 data-bbox="1161 498 1435 525">1 計画見直しの背景</h3> <p>本市では、「男女共同参画基本法」に基づき、平成17（2005）年3月に「越谷市男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）」を制定しました。令和3（2021）年3月には「第4次越谷市男女共同参画計画」（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）を策定し、一人ひとりの男女が性別にかかわりなく個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の推進に関する施策の一層充実を図ってきました。</p> <p>しかし、若い世代を中心に意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「性別による固定的役割分担意識」とそれに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。近年頻発している地震や台風・集中豪雨などの災害時における避難所運営男女共同参画の視点を取り入れるため、地域の防災活動に女性が参画することの重要性が認識されました。</p> <p>さらに、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV、以下「DV」という）をはじめとするジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、性的指向やジェンダー・アイデンティティにおける少数者（以下「性的少数者」という）に対する理解と支援、ハラスメントの防止など、新たな取組みが必要とされています。</p>

修正前	修正後
<p>16ページ</p> <p>施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援</p> <p>配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、さまざまな機関が連携しながら取り組まなければならない喫緊の課題です。相談支援センターにおけるDV相談件数は高止まりの状況にあり、相談窓口の周知のみならず、DV防止のための啓発、被害者の早期発見や適切な対応・支援を関係各課、民間団体と連携強化を図りながら行ってきました。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>暴力の根絶を目指したDV防止の啓発が重要となります。また、被害者の安全確保と自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組むことが必要です。</p> <p>また、近年では、デートDVやJKビジネスなどをはじめとした若年層を狙った暴力も多様化しており、深刻な状況にあります。若年層に対する予防・暴力の防止に向けた啓発が必要です。</p> <p>被害者のおかれている状況は年々複雑・多様化しており、様々なニーズに対応するため、関係機関との更なる連携が求められます。</p>	<p>16ページ</p> <p>施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援</p> <p>配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、さまざまな機関が連携しながら取り組まなければならない喫緊の課題です。相談支援センターにおけるDV相談件数は高止まりの状況にあり、相談窓口の周知のみならず、DV防止のための啓発、被害者の早期発見や適切な対応・支援を関係各課、民間団体と連携強化を図りながら行ってきました。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>DVのみならず、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指した啓発が重要となります。また、被害者の安全確保と自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組むことが必要です。</p> <p>また、こどもや若者に対する性暴力等が深刻化していることから、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること、「性的同意」についてなど、若年層も含めた啓発が必要です。</p> <p>被害者のおかれている状況は年々複雑・多様化しており、様々なニーズに対応するため、関係機関との更なる連携が求められます。</p>

修正前	修正後
<p>20 ページ</p> <h2 data-bbox="159 374 350 406"><u>6 計画の特徴</u></h2> <p>この計画では、次の3つを特徴として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。</p> <p>(1) 教育に関する施策の推進</p> <p>本市では教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉え、「教育に携わる者の責務（推進条例第7条）」を特徴として挙げています。学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重や男女共同参画の意識をはぐくむ施策の推進に力を入れて取組みます。</p> <p>(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進</p> <p>女性活躍推進法が制定されたことにより、女性の活躍に向けての機運が高まっている現状において、あらゆる分野における女性の活躍の推進は、特に重要なものと捉えています。男女が互いに対等な立場で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、女性の活躍推進に力を入れて取組みます。</p> <p>(3) あらゆる暴力の根絶</p> <p>全国的にDVに関する相談件数が高止まりとなっていますが、DVは被害者のみならず、児童虐待による子どもの命にも関わる重大な社会問題になっています。</p> <p>府内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を図るとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた対策強化に特に力を入れて取組みます。</p>	<p>20 ページ</p> <h2 data-bbox="1170 414 1383 445"><u>6 計画の特徴</u></h2> <p>この計画では、次の3つを特徴として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。[←]</p> <p>(1) 教育に関する施策の推進[←]</p> <p>本市では教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉え、「教育に携わる者の責務（推進条例第7条）」を特徴として挙げています。学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重や男女共同参画の意識をはぐくむ施策の推進に力を入れて取組みます。[←]</p> <p>(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進[←]</p> <p>女性活躍推進法が制定されたことにより、女性の活躍に向けての機運が高まっている現状において、あらゆる分野における女性の活躍の推進は、特に重要なものと捉えています。男女が互いに対等な立場で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、女性の活躍推進に力を入れて取組みます。[←]</p> <p>(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶[←]</p> <p>全国的にDVに関する相談件数が高止まりとなっていますが、DVは被害者のみならず、児童虐待による子どもの命にも関わる重大な社会問題です。[←]</p> <p>また、DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。[←]</p> <p>府内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を図るとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策強化に特に力を入れて取組みます。[←]</p>

修正前	修正後
<p>36 ページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>基本目標IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶</p> <p>・施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援</p> <p>夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題となっています。家庭内で起こるDVは被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。また、被害者のみならず、子どもの面前で行われるDVは児童虐待にあたり、子どもへの影響や被害も深刻です。</p> <p>DVの早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知及び問題解決に向けた切れ目ない支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、若年層におけるデートDVやSNSの普及に伴うデジタル性暴力なども問題となっています。被害者の実態に即した相談体制を整えるため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や民間団体との更なる連携強化を進めます。</p> </div>	<p>36 ページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>基本目標IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶</p> <p>・施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援</p> <p>夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為（DV）や性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等のジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるばかりでなく、男女共同参画社会の実現を阻害する問題となっています。家庭内で起こるDVは潜在化しやすいという特徴があることから、被害者の早期発見のためにも配偶者暴力相談支援センター、警察、民間団体等の関係機関がさらに連携を強化し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず相談がしやすい相談体制の整備や窓口の周知、問題解決に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。←</p> <p>また、DVの問題は被害者のみならず、そのこどもにも悪影響を与えます。さらに、近年では若年層におけるデートDVやSNSの普及に伴うデジタル性暴力、こどもに対する性暴力なども喫緊の課題となっていることから、相手の同意のない性的な行為が性暴力であるという「性的同意」についての啓発に取り組みます。←</p> <p>あわせて、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性であることに起因する複合的な困難を抱える女性の実態に即した相談体制を整えるため、相談員の資質向上、関係機関や民間団体との更なる連携強化を進めます。←</p> </div>